

平成27年第1回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年3月6日（金曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成27年3月6日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	平成27年3月6日午前11時1分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 10名 欠 席 1名	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	×
	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
	7 番		中 山 昭 和 君	5 番	脇 山 伸 太 郎 君	
	地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君	副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
		教 育 長	小 柳 勉 君	会計管理者	池 田 則 子 君	
		管理統括監	西 立 也 君	政策統括監	池 田 正 彦 君	
		総 務 課 長	右 寺 直 樹 君	財政企画課長	杉 谷 裕 子 君	
		税 務 課 長	青 木 敏 治 君	住民福祉課長	松 本 恵 一 君	
		保健介護課長	寺 田 美由妃 君	産業振興課長	山 口 清 二 君	
		まちづくり課長	中 山 昇 洋 君	生活環境課長	小 山 康 人 君	
	教 育 課 長		井 上 新 吾 君			
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長		中 村 大 輔	議会事務局係長		山 口 照 明

平成27年第1回玄海町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年3月6日 午前9時開会

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議長の諸報告
- 日程4 町長の行政報告
- 日程5 議案第7号 玄海町副町長の選任について
- 日程6 議案第8号 玄海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程7 議案第9号 みどり児童館の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程8 議案第10号 玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館に係る指定管理者の指定について
- 日程9 議案第11号 今村地区農業用水管に係る指定管理者の指定について
- 日程10 議案第12号 町道路線の廃止について
- 日程11 議案第13号 町道路線の認定について
- 日程12 議案第14号 町道路線の認定について
- 日程13 議案第15号 町道路線の変更について
- 日程14 議案第16号 町道路線の変更について
- 日程15 議案第17号 動産の買い入れについて
- 日程16 議案第18号 ペットボトルの分別収集及び再商品化に係る事務の委託に関する協議について
- 日程17 議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第20号 玄海町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第21号 玄海町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について
- 議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第23号 玄海町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第24号 玄海町コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 玄海町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 玄海町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 玄海町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 玄海町敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 玄海町重度心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について
- 議案第33号 玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 玄海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の制定について
- 議案第35号 玄海町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第36号 玄海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第9号）
- 議案第38号 平成26年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第39号 平成26年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第40号 平成26年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第41号 平成26年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第42号 平成26年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第43号 平成27年度玄海町一般会計予算
- 議案第44号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計予算

議案第45号 平成27年度玄海町介護保険特別会計予算

議案第46号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計予算

議案第47号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計予算

議案第48号 平成27年度玄海町水道事業会計予算

午前9時 開会

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回玄海町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会に執行部から議案が送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（中村大輔君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、7番中山昭和君、5番脇山伸太郎君を指名いたします。

日程2 会期の決定について

○議長（上田利治君）

日程2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日3月6日から19日までの14日間とし、本会議を6日、9日、10日及び19日の4日間、予算特別委員会を10日から13日まで及び16日から18日までの7日間、休会を7日、8日、14日及び15日の4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日３月６日から19日までの14日間とすることに決定いたしました。

日程３ 議長の諸報告

○議長（上田利治君）

日程３．議長の諸報告を行います。

地方自治法第235条の２第３項の規定による監査委員からの例月現金出納検査の報告と、昨年12月から本年２月までの玄海原子力発電所の運転状況等の報告につきましては、お手元に配付しております書類により御了承方お願いいたします。

１月26日に佐賀県町村議会議長会の政策研究委員会及び議長会が開催され、出席いたしました。

政策研究委員会では、九州防衛局川嶋局長より、「陸上自衛隊の佐賀空港利用について」説明を受けたところでございます。

会議では、全国・県町村議会議長会表彰候補者の決定、平成26年度補正予算（案）及び平成27年度基本方針・事業計画・予算方針、並びに予算案等について協議を行ったところでございます。

次に、１月27日に全国原子力発電所立地議会議長会役員会及び第９回全国原子力発電所立地議会サミット実行委員会合同会議が東京の都市センターホテルで開催され、出席いたしました。

会議では、まず第９回全国原子力発電所立地議会サミット会計決算及びサミット宣言に基づく国への要望について審議をいたしましたが、全て原案どおり承認されました。

続いて、サミットを終えての総括が行われ、各市町村より提出された意見等について協議を行ったところでございます。

次に、２月４日に茨城県筑西市議会、広島県庄原市議会及び大分県佐伯市議会の皆さんが視察研修のため来庁され、対応したところでございます。

研修の目的は、ふるさと応援寄附金についてということで、本町の実績や取り組み状況等について意見交換を行ったところでございます。

次に、２月９日に唐津赤十字病院運営協議会が開催され、岸本町長と出席いたしました。

詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

次に、2月17日に佐賀県町村議会議長会の第68回定期総会が開催され、出席いたしました。

総会では、全国町村議会議長会表彰の伝達及び佐賀県町村議会議長会の表彰が行われ、その後、議事に入り、会務報告、平成25年度歳入歳出決算の認定、平成27年度基本方針及び事業計画・予算方針（案）並びに歳入歳出予算（案）が審議され、全て原案どおり決定されたところでございます。

最後に、国は、地方分権改革を推進するため、昨年、「第4次一括法」を制定するとともに、新たに「提案募集方式」を導入したが、依然として残された課題は多く、これまで以上にきめ細かく町村の声に耳を傾け、真の分権型社会が実現されることを強く期待するものである。しかし、地方分権とは似て非なる道州制の導入に対しては、断固として阻止するなどの決議を採択し、閉会したところでございます。

以上をもちまして、議長の諸報告を終わります。

日程4 町長の行政報告

○議長（上田利治君）

日程4. 町長の行政報告を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

おはようございます。本日は、平成27年第1回玄海町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変御多忙の中に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、12月定例会以降今日までの主なものについて、行政報告を申し上げます。

まず、1月27日に佐賀市で町長例会が開催をされ、出席をいたしました。会議では、平成27年度法令外負担金について県おもてなし課より説明があり、平成25年度から観光地として佐賀を強く印象づけるため、観光客に対し、食をキーワードにした特別対策事業「泊・食（ぱく・ぱく）♪佐賀旅キャンペーン」と「旅行商品造成強化」事業が実施をされており、市町の負担額については、平成26年度負担額と同額程度をお願いしたいとのことでございました。

また、平成27年度における東日本大震災被災市町村への中・長期的な職員の派遣について再度要請がございました。被災地においては、復興事業が本格化し、これまで以上に職員の不足が深刻化しており、即戦力となる人材を確保するため、任期つき職員の採用や退職者の再任用制度の活用などが積極的に行われておりますが、さらなる人材確保策として、行政実

務経験があり、かつ働く意欲のある市町村の元職員の情報提供についてあわせて要請されたところでございます。

次に、1月29日に東京で全国原子力発電所所在市町村協議会役員会が開催をされ、出席をいたしました。

役員会に先立ち行われました資源エネルギー庁との意見交換では、石崎電力基盤整備課長より電源立地地域対策交付金のみなし措置について、平成27年度までは稼働率81%で交付をされるが、平成28年度からはみなし稼働率の引き下げを行いたいとの説明があり、これに対して各役員からは、原子力発電所が停止している理由は地元の責任ではない。稼働しない発電所へのペナルティーではないのかなどの意見が出されたところでございます。また、原子力発電所の廃炉に係る交付金については、廃炉した場合の不交付についての見直しと廃炉期間中の交付金の支援について要請を行いました。なお、翌日は、岩井茂樹経済産業大臣政務官、杉田和博内閣官房副長官、望月義夫内閣府特命担当大臣、松島みどり自由民主党政務調査会副会長、山本ともひろ文部科学大臣政務官に対し、原子力損害の賠償に関する法律の早期見直しについて、原子力防災対策について、使用済み燃料放射性廃棄物の保管・処分についての3つを重点項目とした原子力発電所などに関する要請書を手渡し、立地自治体の現状について意見交換を行ったところでございます。

次に、2月9日に唐津市で唐津赤十字病院運営協議会が開催をされ、上田議長とともに出席をいたしました。会議では、まず、平成26年度の病院運営状況について説明があり、2億円を超える黒字決算の見込みが公表されました。また、平成27年度の経営方針案として、本格導入から2年目となる医療バランス・スコアカードについて、病院の戦略マップをシンプルに洗練化し、経営戦略を全職員に浸透させ、さらに健全な病院経営を目指すとともに、佐賀県北部医療圏の中核病院としての位置づけを明確にし、救急医療を初め、急性期医療、がん診療、地域完結型医療、地域医療連携の役割を果たし、医療提供体制の整備に取り組むとの説明がなされました。

なお、新病院建設については、今年度末には1階の躯体工事が終了する予定であり、平成27年度は引き続き2階の躯体工事へと進み、最上階のはりのコンクリート打ち込みは秋ごろを予定しているとのことでした。

また、内装工事は7月ごろから着工の予定で、機器据えつけ、試運転調整等を含め、来年の2月の完成を見込んでいるとのことですか、全国的な公共事業等の工事量増加に伴い、職

人不足が深刻化し、多くの工事において工期延長が報道されていることから、工期への影響が懸念されますが、医療機器や医療情報に係るシステム等の発注を適宜行い、建物への据えつけや調整、情報システムの構築準備を進め開院に備えたいとの説明がありました。

次に、2月12、13日に東京の都道府県会館で、全国棚田連絡協議会理事会及び幹事会が開催をされ、出席をいたしました。会議では、山形県上市市で開催された平成26年度全国棚田サミットの報告の後、議事に入り、平成27年度サミット開催内容、平成28年度以降のサミット開催地、平成27年度事業計画及び歳入歳出予算、新役員体制、中山間地域に対する各種法律制度等の要望、計5件の議案について審議が行われ、全て原案どおり承認されたところでございます。

御存じのように、平成27年度の第21回全国棚田サミットは、「共につたえよう美しく豊かな棚田～ふるさとを未来へつなぐ～」をテーマに、10月23日と24日の2日間、本町で開催をいたします。玄海町ならではの心のこもったおもてなしをさせていただきたいと思っております。

次に、2月15日から16日の日程で玄海町と友好協定を締結しております韓国機張郡などを訪問してまいりました。初めに、韓国・釜山外食業組合機張郡支部のイ・ハンウ支部長を表敬訪問いたしました。釜山外食業組合機張郡支部は、毎年産業文化祭などで来庁をされ、玄海町国際交流協会と民間の交流を続けられております。今回は、ことし4月に機張郡で開催される「イワシまつり」について意見交換をしてまいりました。

また、機張郡のオ・ギョソク郡守を表敬訪問し、世界の原子力発電所及び関連施設所在地域の安全と反映のため、本年6月に開催される第2回機張フォーラムについて、今後の開催都市やフォーラム顕彰案の内容に関して意見交換をしてまいりました。

次に、2月18日に佐賀市で佐賀県町村会定期総会が開催をされ、出席をいたしました。総会では、自治功労者の表彰、県知事の祝辞の後に、平成26年会務報告、平成26年災害共済事業報告、平成26年度一般会計補正予算、平成25年度町村会等会計決算、平成27年度事業計画及び予算案が審議され、可決、承認されたところでございます。

また、大会決議として、1つ、防災減災対策が確実に実施できるよう十分な財政措置を講じること、1つ、地方分権改革を強力に推進すること、1つ、道州制は導入しないこと、1つ、歳出特別枠及び特別枠加算を堅持するとともに、交付税率を引き上げ、地方交付税等の一般財源総額を確保すること、1つ、地方創生の推進に当たっては、幅広く活用できる包括

提案理由といたしましては、鬼木茂信氏の任期が平成27年3月31日に満了するため、後任者の選任が必要であることから提案しているものでございます。

なお、次のページに資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいというふうに思います。どうか御審議の上、原案どおり御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件ですので、討論を省略して採決したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、討論を省略して直ちに採決いたします。

議案第7号 玄海町副町長の選任については、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前9時27分 休憩

（午前9時28分 鬼木副町長 復席）

午前9時28分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程6 議案第8号 玄海町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（上田利治君）

日程6. 議案第8号 玄海町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第 8 号 玄海町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

次の者を、玄海町固定資産評価審査委員会委員に任命したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

[illegible]

提案理由といたしまして、吉田元喜委員の任期が、平成27年3月31日に満了するため、後任者の選任が必要であることから提案をしているものでございます。

以上、簡単ではございますが、どうか御審議の上、原案どおりの御同意をいただきますようお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件ですので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、討論を省略して直ちに採決いたします。

議案第 8 号 玄海町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程 7 議案第 9 号 みどり児童館の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（上田利治君）

日程 7. 議案第 9 号 みどり児童館の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、社会福祉法人、玄海町社会福祉協議会に関しますので、地方自治法第117条の規定により、6 番友田国弘君の退席を求めます。

(午前 9 時30分 6 番友田国弘君 退席)

○議長（上田利治君）

同じく議長が除斥となりますので、退席いたします。

副議長と交代のため、暫時休憩いたします。

午前 9 時30分 休憩

(午前 9 時30分 12 番上田利治君 退席)

(午前 9 時30分 鬼木副町長 退席)

午前 9 時31分 再開

○副議長（古館義純君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第 9 号 みどり児童館の施設に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

みどり児童館の施設の管理運営について、地方自治法第244条の 2 第 3 項の規定による指定管理者として次の者を指定したいので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称としましては、みどり児童館でございます。

団体の名称等は、佐賀県東松浦郡玄海町大字仮屋398番地15、社会福祉法人玄海町社会福祉協議会でございます。

指定の期間は、平成27年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まででございます。

提案の理由としましては、みどり児童館の施設に係る指定管理者の指定期間が平成27年 3 月31日で満了するため、玄海町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 5 条の規定により選定した団体を指定管理者に指定したいというものでございます。

以上で説明を終わりますけれども、御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますよう

よろしく願いいたします。

○副議長（古舘義純君）

これより質疑に入ります。5番脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

社会福祉協議会で指定管理者はいいと思います。ただ今回、玄海みらい学園ができて、今、有徳小学校からそのまま児童館等行くとは簡単だと思うんですけど、今後はその移動などはどんなふうになるのか。社会福祉協議会がされるものか、そのまま学校の通学バスを利用して移動するものか、その辺について答弁願います。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

脇山伸太郎議員さんの御質問に答えるために、詳細に答えたいと思いますので、住民福祉課長に答弁させます。

○副議長（古舘義純君）

松本課長。

○住民福祉課長（松本恵一君）

お答えいたします。

現在、みどり児童館を利用している児童につきましては、新年度から場所がみらい学園のほうに動きます。今までは、議員御指摘のように隣にありましたので、歩いて移動できるというようなことでした。今回からは遠くなりますので、教育委員会とも協議をいたしまして、帰りのバスで移動できるような形で子供たちが児童館に行けるような形でやっていきたいということで協議をさせていただいている途中でございます。

以上でございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古舘義純君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古舘義純君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第9号 みどり児童館の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（古館義純君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長、6番友田国弘君の復席を求めます。

暫時休憩します。

午前9時36分 休憩

（午前9時37分 12番上田利治君 復席）

（午前9時37分 6番友田国弘君 復席）

（午前9時37分 鬼木副町長 復席）

午前9時37分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程8 議案第10号 玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館に係る指定管理者の指定について

○議長（上田利治君）

日程8．議案第10号 玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第10号 玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館の管理運営について、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として次の者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称としましては、玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館でございます。

団体の名称等は、佐賀県東松浦郡玄海町大字新田1802番地1、玄海町農畜水産物加工所利

用組合、組合長松本静江氏でございます。

指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

提案の理由としましては、玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館に係る指定管理者の指定期間が平成27年3月31日で満了するため、玄海町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定により選定した団体を指定管理者に指定したいというものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

今回の件に関しまして、玄海町農畜水産物加工所利用組合でやぶさかではありませんが、これまで一般販売ふるさと発想館でされておりました。それはそれなりの収益等あったと思いますが、現在、ふるさと応援寄附金ですね、ふるさと納税のほうの販売というか、町から委託されて、されておりますが、相当の金額の収益等とかもあると思います。この数値とかは聞きませんが、農業者の方、水産業の方たちから商品を受け取って中間の手数料を取られるわけですね。それが一般の商法から考えて、普通の一般に販売する場合の粗利と、今回ふるさと納税に関しましては、中間的な1次卸、2次卸的な考え方だと思います。そうなった場合の手数料というのは、もちろんこちらが、組合さんがもうかっていいと思いますが、やはり手数料も下げることによって、町の持ち出しと、あと、そこ農水産物を出される方たちの利益率等とかも違ってくると思います。そういったことで、今後その手数料に関しまして、大幅に下げろとは言いませんけれど、やはりふるさと応援寄附金に対する商品の発送等とかには少し町と組合さんとお話をされてもいいんじゃないかなと思っておりますが、その点について御答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

ふるさと発想館の利用組合の今手数料のお尋ねでございます。確かに一定の手数料を利用組合が取るという形式を今とらせていただいておりますけれども、これも今指摘をいただい

たとおりに、協議をする範囲の中に多分、今後入ってくるだろうと思いますし、27年度にはふるさと納税の中身の精査も再度やりたいと思っておりますし、それも含めて協議をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、発送に係るものについても、これまでばらばらに発送をしておりましたので、なるべく経費が少なくて済むような形で配送もまとめてさせていただこうということを考えておりますので、その辺も一緒に利用組合さんと協議をしてまいりたいと考えております。どうぞ、すぐにはっきりとした答弁ができませんけれども、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

26年度は10億円を超すふるさと応援寄附金が入ってきております。そういった形で地元の農業、漁業の方たちも6次産業化して、町が入ったところでの6次産業化したと思います。地元の産業が発展することはいいことでありますし、農業、漁業者の方たちの利益が上がるのと、また、ふるさと発想館も利用組合さんも、私も大幅に下げるんじゃないくて、やはりこも収益を上げなくちゃならないと思いますし、いろいろ収益を上げればそれだけいろんな今後必要な機械等とかも購入したり、販売に対してもプラスになるとと思いますので、そういったところで御相談お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（上田利治君）

答弁よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第10号 玄海町農畜水産物加工所ふるさと発想館に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程 9 議案第11号 今村地区農業用水管に係る指定管理者の指定について

○議長（上田利治君）

日程 9. 議案第11号 今村地区農業用水管に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第11号 今村地区農業用水管に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今村地区農業用水管の管理運営について、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として次の者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称としましては、今村地区農業用水管でございます。

団体の名称等は、佐賀県東松浦郡玄海町大字今村6657番地6、今村地区水利組合組合長、小野政信氏でございます。

指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

提案の理由としましては、今村地区農業用水管に係る指定管理者の指定期間が、平成27年3月31日で満了するため、玄海町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により選定した団体を指定管理者に指定したいというものでございます。

以上で説明を終わりますけれども、御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第11号 今村地区農業用水管に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前 9 時 47 分 休憩

午前 9 時 54 分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程10 議案第12号 町道路線の廃止について

○議長（上田利治君）

日程10. 議案第12号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第12号 町道路線の廃止につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

道路法第10条第1項の規定により、町道の路線を次のとおり廃止するため、同条第3項において準用する第8条第2項の規定に基づいて議会の議決を求めるものでございます。

廃止の路線名としましては、町道力石上場の一線、起点は玄海町大字有浦上字力石2621番1地先、終点は玄海町大字有浦上字力石2673番地先、延長は320.4メートル、幅員が6.5メートルから3.8メートルでございます。

提案の理由としましては、本路線の終点部は、平成16年3月に路線の一部を県営畑地帯総合土地改良事業施行のため変更をしていましたが、当該事業の完了によって整備された路線に接続するため、本路線終点部を変更し新たに町道力石後山線として路線の認定をしたいの

で、路線の廃止をしたいというものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第12号 町道路線の廃止については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程11 議案第13号 町道路線の認定について

○議長（上田利治君）

日程11. 議案第13号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第13号 町道路線の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

道路法第8条第1項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

認定の路線名としましては、町道力石後山線、起点は玄海町大字有浦上字力石2621番1地先、終点は玄海町大字有浦上字後山2872番5地先、延長は380.4メートル、幅員が6.5メートルから3.8メートルでございます。

提案の理由としましては、本路線は、平成16年3月に町道力石上場の一線の一部を県営畑

地帯総合土地改良事業施行のため変更をしていましたが、当該事業の完了によって整備された路線に接続するため、町道力石上場一線として統合し、新たに町道力石後山線として、路線の認定をしたいというものでございます。

以上で説明を終わりますけれども、御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第13号 町道路線の認定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程12 議案第14号 町道路線の認定について

○議長（上田利治君）

日程12. 議案第14号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第14号 町道路線の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

道路法第8条第1項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するため、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

認定の路線名としましては、町道力石上場の一線、起点は玄海町大字有浦上字力石2546番4地先、終点は玄海町大字有浦上字上場の1、4262番地先、延長は1,882.2メートル、幅員

が10.1メートルから3.4メートルでございます。

提案の理由としましては、本路線は、平成16年3月に路線の一部を県営畑地帯総合土地改良事業施行のため変更していましたが、事業が完了したことによって、佐賀県から玄海町へ譲与されたため、その区間及び新規整備区間について町道力石上場の一線として、路線の認定をしたいというものでございます。

以上で説明を終わりますけれども、御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第14号 町道路線の認定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程13 議案第15号 町道路線の変更について

○議長（上田利治君）

日程13. 議案第15号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第15号 町道路線の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

道路法第10条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり変更するため、同条第3項において準用する第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

変更する路線名としましては、町道畑ケ田線、起点は、変更前が玄海町大字牟形字八ツ星851番6地先、変更後が玄海町大字牟形字柴神1003番121地先、終点については変更はなく、玄海町大字牟形字宇土1470番20地先、延長については、変更前が537.2メートル、変更後が2,585.6メートル、危険変更による延長の増が2,048.4メートル、幅員については、変更前が7メートルから3メートル、変更後が18.8メートルから3メートルでございます。

提案の理由としましては、本路線は、平成11年3月に路線の一部を県営畑地帯総合土地改良事業施行のため変更をしておりましたが、事業が完了したことによって佐賀県から玄海町へ譲与されたため、その区間について町道畑ケ田線として、路線の変更をしたいというものでございます。

以上で説明を終わりますけれども、御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第15号 町道路線の変更については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程14 議案第16号 町道路線の変更について

○議長（上田利治君）

日程14. 議案第16号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第16号 町道路線の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

道路法第10条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり変更するため、同条第3項において準用する第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

変更する路線名としましては、町道松尾京野線、起点に変更はなく、玄海町大字有浦上字松尾1721番地先、終点については、変更前が玄海町大字有浦上字平山195番3地先、変更後が玄海町大字有浦上字猪の爪5番5地先、延長については、変更前が1,776.2メートル、変更後が2,695.4メートル、終点変更による延長の増が919.2メートル、幅員に変更はなく、11.8メートルから5.1メートルでございます。

提案の理由としましては、本路線は、平成9年3月に路線の一部を県営畑地帯総合土地改良事業施行のため変更をしていましたが、事業が完了したことによって佐賀県から玄海町へ譲与されたため、その区間について町道松尾京野線として、路線の変更をしたいというものでございます。

以上で説明を終わりますけれども、御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第16号 町道路線の変更については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程15 議案第17号 動産の買入れについて

○議長（上田利治君）

日程15. 議案第17号 動産の買入れについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第17号 動産の買入れにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

動産を買入れすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

買入れ物件としましては、平成26年と平成27年度における玄海みらい学園の什器類の備品でございます。

契約の相手方といたしましては、佐賀県東松浦郡玄海町大字今村6552番地1、有限会社カタヤマ、代表取締役、片山宏教氏でございます。

買入れ価格は26,136千円でございます。予定価格に対する落札率は95.86%でございます。

納入期限は平成27年4月30日でございます。

なお、今回、指名競争入札を行いまして、指名業者は7業者でございます。7業者を申し上げておきたいと思います。1社目は有限会社ツルダ、2社目は中島商事株式会社唐津支店、3社目は鶴田文具店、4社目は株式会社チワタ唐津営業所、5社目は有限会社カタヤマ、6社目は宮島商事株式会社事務機センター、7社目は株式会社吉富、以上7社でございます。

提案理由でございますが、玄海みらい学園の整備に伴い、新校舎において必要となる事務机、事務用椅子、戸棚などについて、既存校にある現有物品で利用できるものは新校舎に移動して使用することとして、現有物で不足するものについて、今回、机、椅子、戸棚などの什器類を購入するものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。5番脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

今回の什器類ですが、新校舎になるに当たって、旧学校から持っていく分からすると、大体今回買入れする分は何十%ぐらいになるかわかりますか。

○議長（上田利治君）

井上教育課長。

○教育課長（井上新吾君）

今回の移動備品の購入につきましては、全部で3,251点を考えておりました。そのうち2,455点につきましては、現在の既存校にあります備品をみらい学園のほうに移動いたしまして、新規に買う備品については796点を予定しております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第17号 動産の買い入れについては、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程16 議案第18号 ペットボトルの分別収集及び再商品化に係る事務の委託 に関する協議について

○議長（上田利治君）

日程16. 議案第18号 ペットボトルの分別収集及び再商品化に係る事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第18号 ペットボトルの分別収集及び再商品化に係る事務の委託に関する協議につき

まして、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第252条の14の規定により、規約を定めまして、ペットボトルの分別収集及び再商品化に係る事務を唐津市に委託するに当たり、同法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、その協議についての議会の議決を求めるものでございます。

玄海町と唐津市との間におけるペットボトルの分別収集及び再商品化に係る事務の委託に関する規約についてでございますが、次のページに事務の委託に関する規約案を添付いたしておりますので、参照のほどをよろしくお願いいたします。

なお、附則といたしまして、この規約は平成27年4月1日から施行いたしまして、平成29年3月31日限りでその効力を失うというものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第18号 ペットボトルの分別収集及び再商品化に係る事務の委託に関する協議については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程17 議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第20号 玄海町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に

関する条例の制定について

議案第21号 玄海町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に
関する条例の制定について

議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 玄海町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例
を廃止する条例の制定について

議案第24号 玄海町コミュニティセンター設置条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第25号 玄海町行政手続条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第26号 玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第28号 玄海町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第29号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第30号 玄海町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第31号 玄海町敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議案第32号 玄海町重度心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例
の制定について

議案第33号 玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第34号 玄海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基
準等を定める条例の制定について

議案第35号 玄海町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

の制定について

議案第36号 玄海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第9号）

議案第38号 平成26年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第39号 平成26年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第40号 平成26年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第41号 平成26年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第42号 平成26年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第43号 平成27年度玄海町一般会計予算

議案第44号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計予算

議案第45号 平成27年度玄海町介護保険特別会計予算

議案第46号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計予算

議案第47号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計予算

議案第48号 平成27年度玄海町水道事業会計予算

○議長（上田利治君）

日程17. 議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、議案第48号 平成27年度玄海町水道事業会計予算までの以上30件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、提案をいたしております議案について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、条例の新規制定が5件、条例の一部改正が11件、条例の廃止が2件、平成26年度各会計の補正予算が6件、平成27年度各会計の当初予算が6件、合わせて30件でございます。

議案番号順に申し上げていきたいと思っております。

まず、議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施

行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日に施行されることに伴い、玄海町関係例規においても所要の改正をしようとするものでございます。

今回、整理条例の制定という形で改正をお願いするものでございます。

次に、議案第20号 玄海町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定につきましては、先ほどと同じく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に交付され、平成27年4月1日に施行されることに伴い、教育長の職務に専念する義務の特例に関する規定を定める必要があるため、新規条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第21号 玄海町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定につきましては、これも先ほどと同じく地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日に施行されることに伴い、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規定を定める必要があるため、新規条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、これも先ほどと同じく地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に交付され、平成27年4月1日に施行されることに伴い、本条例も所要の改正をしようとするものでございます。また、平成27年4月1日に玄海みらい学園が開校することに伴い、小学校及び中学校が各1校となるため、校医及び薬剤師の定数の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第23号 玄海町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、平成27年4月1日に玄海みらい学園が開校することに伴い、自校方式の給食調理場を設置するため、本条例を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第24号 玄海町コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成27年4月1日に玄海みらい学園が開校することに伴い、廃校となる町内4小・中学校のうち、解体する有浦中学校を除く3施設を新たにコミュニティセンターに指定をし、また、同じく廃止となる給食センターについても、あわせてコミュニティセンターに指定したいため、本条例の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第25号 玄海町行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続法の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、本条例も所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第26号 玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、クラウドシステムにおける口座振替業務の一元化に伴い、納期を25日から月末に改正しようとするものでございます。

本条例は、関連する複数の条例を改正するまとめ条例として上程させていただいておりまして、改正する条例といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、玄海町税条例、玄海町営住宅条例、玄海町特定公共賃貸住宅条例、以上3本でございます。

次に、議案第27号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険事業の健全な運営や今後の厳しい町財政などを踏まえ、被保険者の負担を見直すため、保険税の税率及び額について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第28号 玄海町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する条例の一部を改正する法律が平成26年5月30日に公布され、平成27年5月29日から施行されることに伴い、本条例も所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第29号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、玄海町ふるさと応援寄附金について、使途拡充を図り寄附者の要望に応えることを目的とし、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第30号 玄海町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法が平成27年4月1日に施行されることに伴い、児童福祉法が改正されるため、本条例も所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第31号 玄海町敬老年金支給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、近年、高齢化が進行し、支給対象者が増加したことや、厳しい財政状況と他市町との比較なども踏まえ、支給額を見直すため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第32号 玄海町重度心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定につきましては、当該事業開始から38年が経過し、障害保健福祉施策の障害者支援制度が充実したことなどを踏まえ、本条例を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第33号 玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令において、第1号被保険者の保険料率に関する基準が標準6段階から標準9段階に改正されております。また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、附則第14条に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業等を円滑に実施するため本条例も所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第34号 玄海町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成25年6月14日に公布され、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定介護予防支援等に係る基準を定める必要があるため、新規条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第35号 玄海町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律が平成25年6月14日に公布され、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める必要があるため、新規条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第36号 玄海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般廃棄物取扱手数料のうち、し尿収集手数料について、適正で安定的な収集運搬業務を継続していくため、所要の改正をしようとするものでございます。

また、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の変更許可について、手数料の定めを追加しようとするものでございます。

次に、補正予算でございますが、議案第37号 平成26年度玄海町一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25,868千円を減額し、補正後の総額を12,553,199千円とするものでございます。

今回の一般会計補正予算は、今年度の事務事業を精査し、歳入歳出に所要額の予算措置を行い、さらに継続費、債務負担行為の補正と繰越明許費設定の措置を行っております。

歳入補正予算の主なものとしたしましては、1款町税、1項町民税、2目法人の現年課税分31,562千円の増額、これは本町の法人税対象企業は原子力発電所への依存が高く、原子力発電所の安全対策等による関連企業の収益増加に伴うものでございます。

次に、11款分担金及び負担金、1項分担金の農林水産施設災害復旧費分担金の5,106千円の減額、14款県支出金、2項県補助金の農林水産施設災害復旧費補助金4,166千円の増額は、昨年7月及び8月の梅雨前線豪雨等による農地農用施設に係る災害復旧工事に伴う補助率が確定したことによるものでございます。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、これは地域消費喚起等型と申しますが、5,000千円の増額は、平成26年12月27日に閣議決定され、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に対応し、地域における消費喚起等の事業を実施するため、交付金を財源として緊急経済対策の速やか、かつ着実な実施を図ることを目的とされ、国から交付されるものでございます。

また、同じく地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、これは地方創生先行型と言われておりますが、14,776千円の増額は、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定する地方版総合戦略に先行して行う事業であって、地方版総合戦略に位置づけられる見込みのものを実施するため、国が交付金を交付し、地方版総合戦略の円滑な策定と施策の実施を支援するものでございます。

次に、16款寄附金、1項寄附金のふるさと応援寄附金263,000千円の増額は、ふるさと応援寄附金が新聞・メディア等を通じ多くの方々に認知され、また、玄海町の特産品の人気の高まりもあり、12月補正予算以降も多くの方々にいただいたことによるものでございます。

次に、17款繰入金、2項基金繰入金の公共施設整備基金繰入金205,864千円の減額、ふるさと応援寄附金基金繰入金10,784千円の減額は、充当事業の実績に応じた財源補正による減額の予算措置を行うものでございます。

歳出補正予算の主なものとしましては、歳入でも御説明させていただきました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を財源として実施する事業といたしまして、7款商工費、1項商工費、玄海町地方創生プレミアム付商品券発行事業に5,100千円を計上させていただいております。これは玄海町内の消費喚起を図るため、プレミアムつき商品券発行に係る費用を予算措置するものでございます。

次に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を財源として実施する事業といたしましては、地方版総合戦略策定に係る費用として、2款総務費、1項総務管理費、地方版総合戦略策定事業に6,700千円、安心して産み育てる体制を整備し、子育て世代の負担軽減を図り、子育て世代の人口及び子供の人口増加を目的とする3款民生費、2項児童福祉費、出生

祝金支給事業に8,500千円、観光客等の誘致を行い、町内の経済の活性化を目的とする7款商工費、1項商工費、玄海町地方創生宿泊誘致推進事業に4,000千円を予算措置するものでございます。

なお、継続費補正は、行政情報システム改修事業、町立小中学校整備事業の年割額及び総額の変更、また、債務負担行為補正については、上場地区国営農地開発事業補助金の3事業分と行政情報システムクラウド化事業の期間及び限度額の変更を伴うものでございます。

さらに、地方版総合戦略策定事業、福祉施設整備事業、出生祝金支給事業、玄海町地方創生プレミアム付商品券発行事業、玄海町地方創生宿泊誘致推進事業の5事業の繰越明許費の設定を行うものでございます。

次に、議案第38号 平成26年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,833千円を減額し、補正後の総額を1,022,157千円とするものでございます。

今回の補正予算は、本年度の事務事業を精査し、所要の予算措置を行ったものでございます。

主な歳入は、6款療養給付費交付金の療養給付費交付金6,759千円の減額、10款繰入金の一般会計繰入金1,074千円の減額などでございます。

主な歳出は、8款共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金4,916千円の減額などでございます。

次に、議案第39号 平成26年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32,124千円を減額し、補正後の総額を574,248千円とするものでございます。

今回の補正予算は、今年度の事務事業を精査し、保険給付費の見込み額の減額などで所要の予算措置を行ったものでございます。

主な歳入は、1款保険料の第1号被保険者保険料5,458千円、3款国庫支出金の介護給付費国庫負担金5,542千円、4款支払基金交付金の介護給付費交付金9,315千円、5款県支出金の介護給付費県負担金4,900千円の減額と、7款繰入金の一般会計繰入金4,016千円などでございます。

主な歳出は、2款保険給付費の施設介護サービス給付費16,132千円、高額介護サービス費3,422千円の減額などでございます。

次に、議案第40号 平成26年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,242千円を減額し、補正後の総額を243,770千円とするものでございます。

今回の補正予算は、今年度の事務事業を精査して、所要の予算措置を行ったものでございます。

主な歳入は、5款繰入金の一般会計繰入金7,470千円の減額などでございます。

主な歳出は、2款事業費の屋外排水設備事業5,860千円の減額、合併処理浄化槽設置整備事業1,000千円の減額などでございます。

次に、議案第41号 平成26年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,469千円を減額し、補正後の総額を73,137千円とするものでございます。

今回の補正予算は、今年度の事務事業を精査し、所要の予算措置を行ったものでございます。

主な歳入は、3款繰入金の一般会計繰入金2,214千円の減額で、歳出は、広域連合納付金752千円の減額などでございます。

次に、議案第42号 平成26年度玄海町水道事業特別会計補正予算（第4号）でございますが、収益的収入及び支出で、収入支出を8,476千円減額し、補正後の総額を収入390,633千円、支出381,476千円とするものでございます。

支出予算については、主に配水及び給水費の修繕費などについて減額を行ったものでございます。

○議長（上田利治君）

暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第43号からの提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議長初め、議会の皆さんに粹な計らいをしていただいたこと、心から感謝を申し上げたい

と思います。

それでは、次に、議案第43号 平成27年度玄海町一般会計予算から議案第48号 平成27年度玄海町水道事業会計予算までの当初予算の6件について、提案理由の御説明を申し上げます。

各会計予算の概要説明の前に、27年度の当初予算編成について御説明を申し上げておきたいというふうに思います。

特に佐賀県においては、財政収支試算では、地方交付税・県税等の一般財源の総額が平成26年度同等程度確保される場合でも、平成27年度も引き続き収支不足が生じるという試算結果となったことから、財源不足を解消する対策が必要であり、引き続き財政健全化に向けた取り組みを進めていかなければならない状況を踏まえて予算編成がされております。

本町としましては、国の概算要求基本方針や県の予算編成方針を把握し、本町の第4次玄海町総合計画に掲げる基本目標の実現に向けて、平成23年度から平成27年度の5カ年間の後期基本計画を着実に進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、今後の町財政が不透明なことから、後期基本計画に掲げている事業であっても、優先順位をつけ見直しを行い、また、国・県施策制度を十分に把握し、関係機関と連携を密にして、補助金等の積極的な確保に努めるとともに、電源立地地域対策交付金を事務事業の財源として積極的な活用を図るなど、第4次総合計画に掲げる基本目標の着実な実現に向けて平成27年度の予算編成を行ったところでございます。

それでは、議案第43号 平成27年度玄海町一般会計予算につきまして御説明を申し上げます。

平成27年度玄海町一般会計予算は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,223,000千円とするものでございます。

平成27年度の予算は、前年度比較で81.58%、1,857,000千円の減といたしておるところでございます。

本年度事業の主なものとしましては、まず、住民に対する情報の発信を行い、サービスの向上を図るため行政情報発信提供事業に114,840千円、総合計画に基づく行政の推進を図るため、町内情報利用環境整備運用経費に70,491千円を計上いたしております。

次に、道路の整備を図るため、電源立地地域対策交付金事業として、道路改良事業に260,668千円、電源立地地域対策交付金基金事業として町道長倉藤平線橋梁整備事業に170,000千円

を計上いたしております。

次に、子育て支援を図るため保育園運営事業に114,152千円、児童館運営事業に21,078千円、高齢者障害者の社会参加の充実を図るため、障害福祉サービス事業に133,440千円、保健医療の充実を図るため、子どもの医療費助成事業に22,846千円を計上いたしております。

次に、産業振興対策として、ふるさと応援寄附金事業に705,231千円、次世代エネルギーパーク運営事業に101,555千円、元気1・2・3産業振興資金貸付事業に112,023千円、九州大学共同研究事業に40,335千円、漁港機能保全計画策定事業に29,000千円を計上いたしております。

定住政策・企業誘致対策として、定住促進事業に10,600千円、企業誘致対策事業に8,448千円、観光推進費として、観光費に35,634千円を計上いたしております。

次に、教育環境の整備対策として町立小中学校整備事業に634,165千円、小中学校通学バス運行事業に110,561千円、学習支援員配置事業に24,451千円、少人数授業学習環境改善事業に12,207千円、ゆとりを育む地域づくり対策としてコミュニティセンター費に21,048千円などを計上いたしております。

次に、特別会計の予算について御説明申し上げます。

まず、議案第44号 平成27年度玄海町国民健康保険特別会計予算でございますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ1,119,000千円で、前年度比較111.68%、117,000千円の増といたしております。

主な増の要因としては、共同事業拠出金の増額等でございます。

次に、議案第45号 平成27年度玄海町介護保険特別会計予算でございますが、予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億円で、前年度比較102.92%、17,000千円の増といたしております。

主な増の要因としましては、施設介護サービス給付費の増額などでございます。

次に、議案第46号 平成27年度玄海町下水道事業特別会計予算でございますが、予算の総額は、歳入歳出それぞれ288,000千円で、前年度比較114.74%、37,000千円の増といたしております。

主な増の要因としましては、農業集落排水事業の増額でございます。

次に、議案第47号 平成27年度玄海町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,000千円で、前年度比99.32%、500千円の減といたしております。

主な要因としましては、一般管理費の減額等でございます。

最後に、議案第48号 平成27年度玄海町水道事業会計予算でございますが、収益的収入は373,409千円、支出は362,768千円、資本的収入は59,154千円、支出は132,232千円でございます。

なお、収益的収入は、前年度対比93.78%、24,755千円の減、支出は、前年度対比93.25%、26,239千円の減、資本的収入は、前年度対比357.88%、42,625千円の増、支出は前年度対比150.28%、44,239千円の増といたしております。

収益的事業の主な事業費の減額理由といたしましては、配水及び給水費及び特別損失の減によるものでございます。

資本的事業の主な事業費の増額理由といたしましては、水道施設建設改良費の増によるものでございます。

以上、今定例会に提出しております各議案について提案理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

ここでお計りいたします。本件につきましては、予算特別委員会に付託して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、議案第48号 平成27年度玄海町水道事業会計予算までの以上30件については、予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時1分 散会